明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍京都府綾部市栗町榎原二九番地の一、最後の住所京都府綾部市栗町丈府一八番地の三　被相続人　亡　山崎　昭二

右被相続人は平成二十二年二月一日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十七日京都家庭裁判所福知山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

滋賀県大津市里七丁目一八番五号　相続財産管理人　山崎　憲二

京都市中京区両替町通丸太町下る　船越メディカルビル二階　右記代理人弁護士　藤井　正大

限定承認公告

本籍大阪府高槻市登美の里町六二七番地二〇、最後の住所兵庫県神戸市垂水区小束山二丁目一七番地の九　被相続人　亡　関口健一郎

右被相続人は平成二十二年一月三日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十一日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

滋賀県長浜市高田町一三番一八号アグリハウス七〇二号室　相続財産管理人　関口　勝哉

限定承認公告

本籍大阪府豊中市新千里北町三丁目四番、最後の住所大阪府豊中市新千里北町三丁目四番B二六―一〇八号　被相続人　亡　加藤　神嗣

右被相続人は平成二十二年二月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年五月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

大阪府吹田市古江台五丁目五番B四〇―一〇八号　相続財産管理人　加藤　拓司

大阪市北区西天満二丁目九番八号幸田第二ビル五階　右代理人弁護士　井上　元

同弁護士　寺川　拓

限定承認公告

本籍長崎市館内町六四番地、最後の住所長崎市ダイヤランド四丁目九番三―一〇六号　被相続人　亡　岩永　敏幸

右被相続人は平成二十二年二月八日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十九日長崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

長崎市ダイヤランド四丁目九番三―一〇六号　相続財産管理人　岩永　由紀

相続債権者及び受遺者への配当加入の申出の催告

本籍静岡県富士市神谷新町一一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　後藤茂登子

右被相続人の相続財産につき、静岡地方裁判所富士支部において相続人の財産から分離する旨の決定がなされたので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に配当加入の申し出をしてください。

平成二十二年五月三十一日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一七番二九号丸の内ｉａビル四階織田幸二法律事務所　財産分離審判申立人株式会社ゆうちょ銀行　代理人弁護士　織田　幸二

取得条項付新株予約権の取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権

①　平成二十二年五月二十一日時点の第一回新株予約権中、当社の取締役及び従業員並びに当社の兄弟会社の従業員、当社の取引先たる読影医、当社の取引先企業の代表者のいずれの地位も有していない新株予約権者及び取引先たる読影医としての業務の受託件数が第一回新株予約権の権利行使期間満了日までに目標数値を達成する見込みがないと平成二十二年五月二十一日付の当社取締役会にて判断された新株予約権者が保有するものの全部。

②　平成二十二年五月二十一日時点の第二回新株予約権及び第三回新株予約権中、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員、当社の取引先たる読影医、当社の取引先企業並びにその取締役及び従業員のいずれの地位も有していない新株予約権者及び取引先たる読影医としての業務の受託件数が第二回新株予約権又は第三回新株予約権の権利行使期間満了日までに目標数値を達成する見込みがないと平成二十二年五月二十一日付の当社取締役会にて判断された新株予約権者が保有するものの全部。

なお、当該新株予約権については、新株予約権割当契約の定めに基づき、平成二十二年五月二十一日付の当社取締役会にて、権利行使を将来に向かって拒絶する旨判断しています。

一、取得の日　平成二十二年六月十五日

平成二十二年五月三十一日

栃木県宇都宮市屋板町五六一番地六　株式会社ドクターネット　代表取締役　佐藤　俊彦

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併によりスパークス・アセット・マネジメント株式会社（東京都品川区大崎一丁目一一番二号ゲートシティ大崎）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

なお、効力発生日は平成二十二年七月一日です。

平成二十二年五月三十一日

東京都品川区大崎一丁目一一番二号ゲートシティ大崎　スパークス証券株式会社　代表取締役社長　深見　正敏

投資運用業の廃止の公告

当社は、平成二十二年七月一日をもって投資運用業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに投資運用業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年五月三十一日

東京都港区北青山一丁目二番三号　アルファリート・アドバイザーズ株式会社　代表取締役　勅使河原誠志

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日付臨時社員総会決議により、優先資本金の額を五四億三二五万円に、発行済優先出資総口数一一万六六五口のうち、一口に対して金五万円の対価をもって二千六百口を有償消却することといたしました。

なお、減少すべき優先資本金の額は金一億三千万円であり、優先出資の消却に要する金額は金一億三千万円です。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年三月三十日

掲載頁　一八七頁（号外第六十六号）

平成二十二年五月三十一日

東京都港区南麻布一丁目二六番五―二〇三号　Frasers Commercial Tozai No.2 特定目的会社　取締役　ジェフリー・ウォカー

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三一	一	一八	「金額」	「中途換金調整額（当該買取りに係る個人向け国債の発行日から当該買い取る日までの期間に対応する部分の利子に相当する金額」

平成二十二年三月十二日（号外第五十一号）北海道開発局告示第三十六号（自動車専用道路を指定する件）（原稿誤り）

九上	一二	一・五五〇	一一・五五〇

平成二十二年四月三十日（号外第九十三号）叙位・叙勲欄中（原稿誤り）

四二	一	一八	「秋山　文博」は死亡により削る。
四五	二	九	「六本松快彰」は死亡により削る。

◉号外　五月三十一日付第一一三号　一二八ページ●同日付政府調達第九九号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）